

子どもに関する新たな相談体制構築に向けた基本計画

令和7年3月

目次

策定の趣旨	1
第1章 子どもに関する新たな相談体制のすがた	2
1.1 基本方針を踏まえた相談体制の検討	2
1.1.1 基本方針の概要	2
1.1.2 相談体制の整備方針の検討	4
第2章 交流機能と相談機能を備えた拠点の考え方	6
2.1 拠点の考え方について	6
2.1.1 拠点の考え方	6
2.1.2 地域拠点について	6
2.1.3 基幹拠点について	6
2.1.4 地域拠点と基幹拠点のネットワークについて	7
2.2 国の法改正との関連について	8
2.2.1 改正児童福祉法の趣旨と新たな相談体制との関連	8
2.2.2 拠点の機能等まとめ	10
第3章 地域拠点の整備	11
3.1 配置の検討	11
3.1.1 相談事業を取り巻く現状と課題	11
3.1.2 配置計画	13
3.2 各地域拠点の施設内容	16
3.2.1 地域拠点の概要	16
3.2.2 既存の施設を地域拠点とするもの	18
3.2.3 新設予定とするもの	22
おわりに	23

参考資料（別添）

- ・子どもの人口分布について

策定の趣旨

我が国において、急速な少子化の進行、核家族化の進展は、労働力人口の減少や家族の形態の変容、子どもの健やかな成長への影響、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されている。

また、近年は、児童虐待の相談対応件数やいじめ・不登校等の問題の認知件数は増加傾向が続いており、支援を必要とする子どもや子育て世帯を取り巻く環境は複雑化している。

このような状況を踏まえ、国では児童等を養育する家庭や環境への支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「改正児童福祉法」という。）が令和4年6月に成立した。そして令和5年4月には、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの政策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が施行された。

本市においても子どもの人口は、平成31年以降減少しているにもかかわらず、児童虐待をはじめとした子どもに関する相談件数は増加傾向にある。子育てに対する不安、子どもを取り巻く課題が顕在化しているなか、安心して出産でき、未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、それぞれの環境や背景に合わせた支援など地域全体で仕組みの構築が必要である。

そのため、子ども自身や妊婦・子育て世帯が相談をしやすい環境を整備し、関係機関との連携をより強化するために、令和6年3月に子どもに関する相談体制について基本的な考え方を示した「子どもに関する新たな相談体制構築に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

この基本方針により明らかとなった課題等を踏まえ、相談の体制や設置する拠点について具体的に検討し、今後の包括的な支援体制のさらなる充実を図るため、基本計画を策定するものである。

第1章 子どもに関する新たな相談体制のすがた

1.1 基本方針を踏まえた相談体制の検討

1.1.1 基本方針の概要

令和5年度、子どもや子育てを取り巻く環境や既存の施策・事業を踏まえ、子どもに関する相談体制のあり方について基本方針を策定し、以下を子どもに関する相談体制の基本理念とした。

子どもの育ちと子育てを切れ目なくサポートする

相談体制の整備方針については、以下の6項目について定めている。

(1) 「なんでも相談窓口」の設置

- ・子どもに関する事項であれば、どのような相談でも受ける、垣根の低い窓口を設置する。
- ・子どもに関する市内全ての支援施設と連携し、相談に応じて、適当で、専門性の高い施設へ案内する。
- ・より利用しやすく、より便利な窓口機能として、チャットボット等による相談施設案内を行い、さらに垣根を低く、間口を広げる。

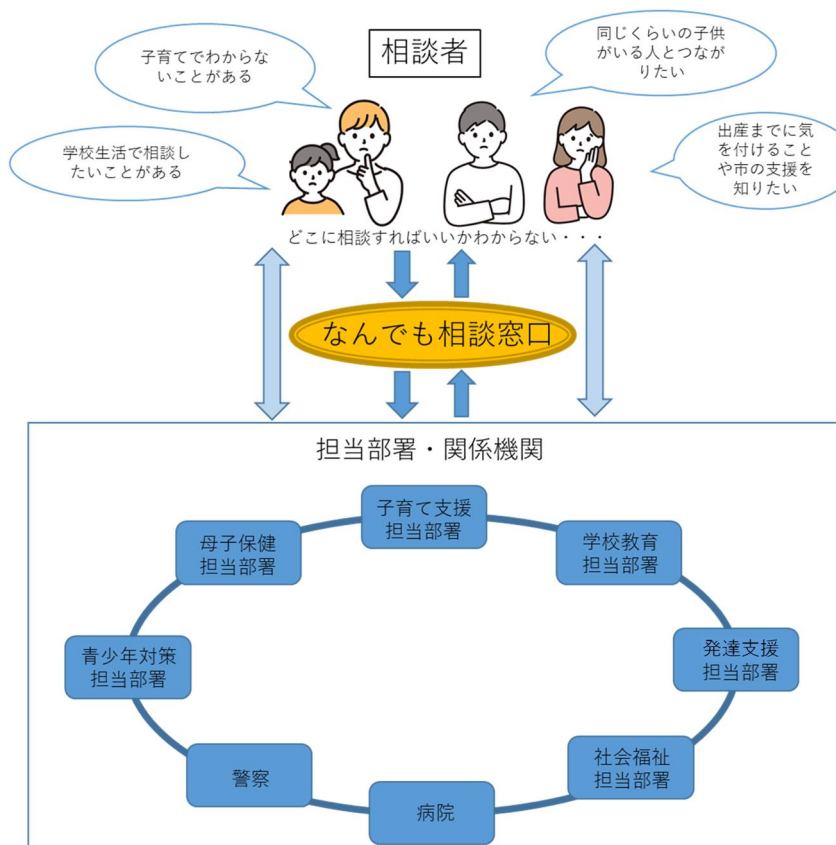


図 1.1.1 なんでも相談窓口のイメージ

（２）子どもに関する事業・相談体制の再編

- ・既存の相談施設や事業を整理し、偏りを減らすように再編する。地域拠点機能については必要に応じて新設も行い、抜け・漏れの少ないサポート体制を構築する。
- ・これまで整備してきた子どもに関する交流事業・交流の場について、目的や機能を見直し、必要に応じて統合や位置づけの変更等を検討する。
- ・子どもの年齢によらない、継続的に関わりが持てる、切れ目のないサポート体制を整備する。
- ・名称についても分かりやすいものとしていく。

（３）既存事業・施設の連携と統括

- ・各事業、各施設、および各地域が持つ子どもに関する資源を連携させ、子ども・子育てに関する有機的なサポート体制を構築する。
- ・市内の各事業の特性を体系的に示した「マップ」を作成し、それぞれが子どもに関するサポート体制の全体像を把握できるようにして、相互に関連するしくみをつくる。
- ・さらに「なんでも相談窓口」が hub となって体系的に連携するサポート体制も構築する。
- ・子どもの年齢によらない、継続的に関わりが持てる、切れ目のないサポート体制を整備する。
- ・各事業を統合する基幹機能を有する拠点を整備し、各事業の運営状況の把握と調整、情報の共有の他、各事業同士の交流などの連携も支援する。

（４）児童虐待への防止対策の強化

- ・上記（１）～（３）の対応の全てにおいて、虐待の早期発見と早期対応の視点を持ち、虐待が予防できる体制・地域を構築する。

（５）子ども・子育て複合施設※ について

※基本方針策定時は「(仮称) こども図書館」であった名称を、本計画では「子ども・子育て複合施設」と表記します。

- ・子ども・子育て複合施設を核とした親子の居場所や相談ができる複合的機能を有した施設とする。
- ・子ども・子育て複合施設に相談機能を併設し、親や子どもが気軽に相談したくなる施設を目指す。
- ・これまで以上に子ども達が読書を身近に感じることでできる環境を整備するとともに、読み聞かせ機会の拡充を図る。
- ・施設内の機能が分かりやすく、市民が親しめる施設名を検討する。

（６）地域拠点施設について

- ・地域拠点施設には、「親どうしの交流・こどもの見守り・こどもの居場所」等の機能を持たせるが、同時に保護者や子ども本人が気軽に相談できる場としての機能も持たせていく必要がある。
- ・また、前章までに検討したように、支援サービスとしては基本的に既存事業の連携によって行い、将来的には「なんでも相談窓口」を整備する。
- ・「なんでも相談窓口」は、相談を含む子どもに関する支援サービス提供の窓口としての設置が望ましく、適当な支援サービスを紹介する hub 機能を担うことで、地域拠点としての役割を果たし、切れ目のないサポートを実現する。
- ・このため、基本的には地域ごとに適当な既存施設を選択し、拠点施設としての拡充を図るが、条件に該当する施設がない場合は、新設も行う。

1.1.2 相談体制の整備方針の検討

1.1.1 基本方針を踏まえ、「こどもの相談体制構築検討委員会」において、今後の包括的な支援体制のさらなる充実が図れるよう、上記6つの相談体制の整備方針について、具体的な方向性を検討した。

(1) なんでも相談窓口整備

- ・子どもに関する事項であれば、どのような相談でも受けることができるような垣根の低い窓口を、市内各地に設置する。また、保護者に限らず、子ども自身が相談できる窓口とする。
- ・子どもに関する全ての支援施設と連携し、相談内容に応じた専門性の高い施設へ案内することができる窓口とする。
- ・より利用しやすくより便利な窓口となるよう、アクセスしやすいSNSサービスの導入など、新しい生活習慣に見合った方法や技術を取り入れることを検討する。同時に、なんでも相談窓口を広く市民に周知していく。

※子どもにとっても親しみやすい場所となるよう、愛称等も検討する。

(2) 子どもに関する事業・相談体制の再編

- ・支援が必要な方を取りこぼすことのないサポート体制を作るため、地域ごとに子どもに関する相談の拠点を整備し、後述する基幹拠点との連携を図っていく。
- ・これまで整備してきた交流事業・交流の場については、目的や機能を見直し、統合や位置付けの変更等を行っていく。
- ・子どもの年齢によらない、継続的な関わりが持てる、切れ目ないサポート体制を構築する。
(例) 児童センターは就学前親子の交流や小学生の居場所というイメージだが、同じ建物内に他の年齢層の子どもも来所できるような機能の追加を検討する。
- ・施設の名称については、年齢の制限を感じさせないようなものを検討する。市内の施設全てを統一しなくとも、名称による先入観が無いようにする。
- ・既存の交流事業や交流の場の活用と、相談機能との融合を図っていく。利用者同士や職員との交流の中で自身の困りごとに気が付くなど、施設を利用したことがきっかけで相談に繋がることが考えられる。
- ・地域包括支援センター（ともづな）で行っている地域こども相談については、今後相談の拠点となる各地域の新たな場所でも開催する等の調整を図る。

(3) 既存事業・施設の連携と統括

- ・各地域の支援事業を統括する機能を持つ拠点を整備し、その拠点は地域の支援事業を詳細に把握しこれらと連携していく。
- ・市内の各事業の特性を体系的に示した「マップ」等を作成し、それぞれが子どもに関するサポート体制の全体像を把握し、さらに市民にわかりやすい案内ができるような仕組みをつくる。

（４）児童虐待への防止対策の強化

- ・上記（１）～（３）の対応により、虐待の早期発見・早期対応に繋がっていく。

（５）子ども・子育て複合施設

- ・親子の居場所や、親や子どもが気軽に相談できる機能を有した複合施設とする。
- ・子育て支援施設として、「明海つどいの広場」と「明海一時預かり事業所」を移設する。
- ・子育て支援施設利用者からの相談の他、図書館エリアにある多目的スペースや未就学児の親子スペース等の利用者からも相談につながるような仕組みを検討していく。

（６）地域拠点施設について

- ・「親同士の交流・子どもの見守り・子どもの居場所」等の機能とともに、保護者や子ども自身が気軽に相談できる場としての機能を持つ。
- ・各地域にある既存事業や施設の情報を集約し、相談者に適当な支援サービスを紹介する hub 機能を持つ。
- ・地域拠点における「交流機能」と「相談機能」は、どの施設にも全て網羅されていることが望ましいが、施設整備の際は、人材・敷地・予算等の諸制約が想定される。
- ・そこで、各地域拠点において欠かすことが出来ない主要機能を「相談機能」と「就学前までの交流機能」とし、小学生以上の子ども同士の交流や居場所については、地域の実情に合わせて整備を行い、特色のある施設作りをしていくこととする。

第2章 交流機能と相談機能を備えた拠点の考え方

2.1 拠点の考え方について

2.1.1 拠点の考え方

基本方針でも述べたとおり、子どもの育ちと子育てを切れ目なくサポートするため、子どもの居場所と相談体制の機能を備えた拠点を整備することとした。

本計画における拠点の考え方は、以下の二つとする。

第一に、利用者にとって敷居が低く身近な場所にあり、気軽に相談ができる「地域拠点」を指す。地域拠点については、市内の居住地域全体を網羅するよう複数箇所に設ける。

第二に、地域拠点を統括し、専門的な相談対応や関係機関との連携を図る「基幹拠点」を指す。

2.1.2 地域拠点について

地域拠点は、妊産婦や親子、小・中学生や高校生が気軽に訪れ交流でき、日常的に相談できる場所としての役目を担う。

就学前までの親子の交流機能は、全ての拠点に整備する。小学生以上の子ども同士の交流や居場所については、拠点となる施設の特徴を考慮し、必要に応じて整備する。具体的には、青少年交流施設であれば、学習室や趣味などの活動ができる場を設け、図書機能を持った施設であれば、子どもの読書活動や談話室など交流促進の場を整備していく。

相談機能についても全ての拠点に整備し、「なんでも相談窓口」として子どもの年齢で区切ることなく子育てや子ども自身が抱える悩みを受け付け、必要な情報を提供し支援に繋げていく。

そして、交流を目的として施設を利用する際に、利用者が職員や他の利用者との関わりの中で自身の課題や悩みに気付くなど、気軽に立ち寄り日常会話の延長で様々な相談をすることができる場となるようにする。

2.1.3 基幹拠点について

基幹拠点は、地域拠点からの情報を統括・管理するとともに専門的な相談に応じるほか、地域拠点や関係機関との連携を図る役割を担う。

また、地域拠点で受けた相談のうち、児童虐待などの専門的な対応を要する事例については基幹拠点が中心的役割を担い、関係機関と協力して調整会議を開催したり、支援計画を作成するなどの解決に向けた対応を行う。

基幹拠点は相談体制の中心的な位置付けとなることから、専門的な相談に加え、地域拠点と同様に「なんでも相談窓口」として軽微な相談にも応じる。

2.1.4 地域拠点と基幹拠点のネットワークについて

地域拠点は、軽微な内容であれば相談員が傾聴や助言を行うとともに、子どもに関する支援サービス提供の窓口として適切な社会資源へと繋ぐ「地域の hub」の機能を有するほか、基幹拠点の目となり耳となり、支援を要する家庭を基幹拠点へと繋ぎ、協力して継続的な支援を行う。

基幹拠点は、地域拠点から情報提供があった場合は内容の共有や対応方針を定めるほか、関係機関と連携し、今後の支援方針や役割分担を検討していく。地域拠点からの報告や相談内容の管理は、共通の書式やシステムの利用を検討し、ネットワークを構築していく。

そして地域拠点、基幹拠点が各地域の社会資源と密接に連携することで、利用者に対して切れ目のない一体的となった支援体制を構築することを目指す。

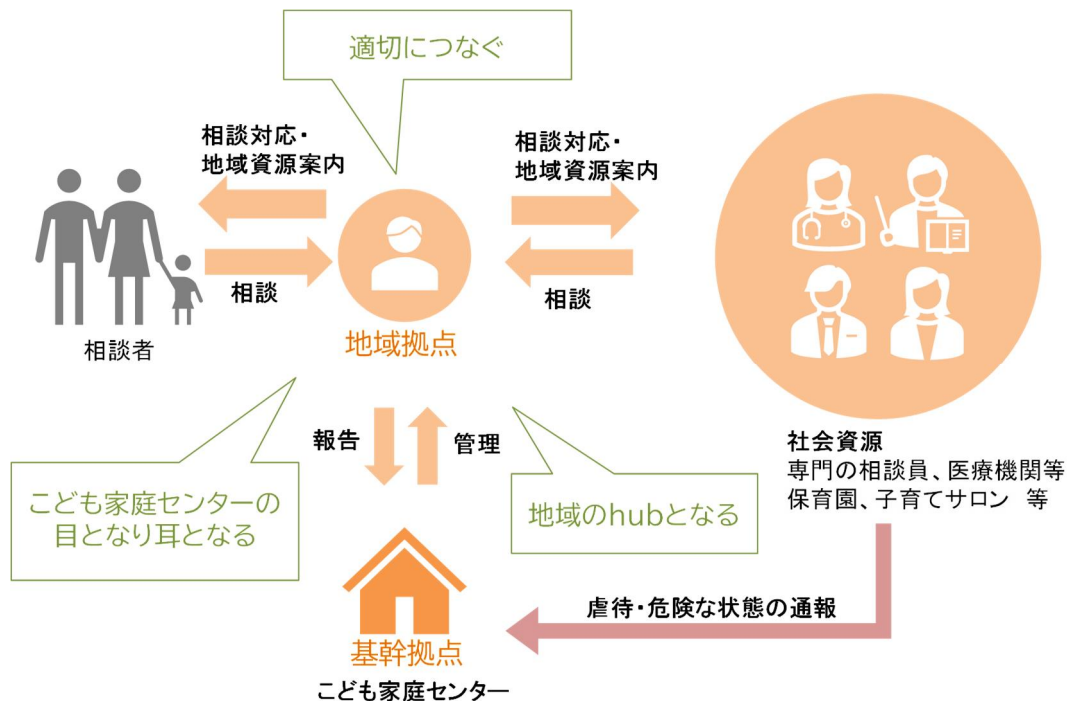


図 2.1.4 基幹拠点と地域拠点の連携イメージ図

2.2 国の法改正との関連について

2.2.1 改正児童福祉法の趣旨と新たな相談体制との関連

(1) こども家庭センター

ア 法改正の概要

改正児童福祉法では、児童虐待の予防や個々の家庭に応じた支援など相談支援体制の強化を図るため、児童福祉部門と母子保健部門の組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされている。

イ 新たな相談体制における位置づけ

本市では、改正児童福祉法を踏まえ、令和6年4月にこども家庭支援センターと母子保健課が一つとなった「こども家庭センター」を新たに設置した。

両課の連携を図るため、業務マネジメントを担う統括支援員を配置しているほか、教育委員会や各学校との連絡・調整を図るためのこども相談連携支援員も配置している。

こども家庭センターは子どもに関する専門的な相談支援を切れ目なく行うほか、関係機関との連携を強め相談体制の強化を図ることを目的としており、本計画で整備する「基幹拠点」の考え方と重なり、その役割が含まれている。

よって、「こども家庭センター」を、新しい相談体制における「基幹拠点」と位置付ける。

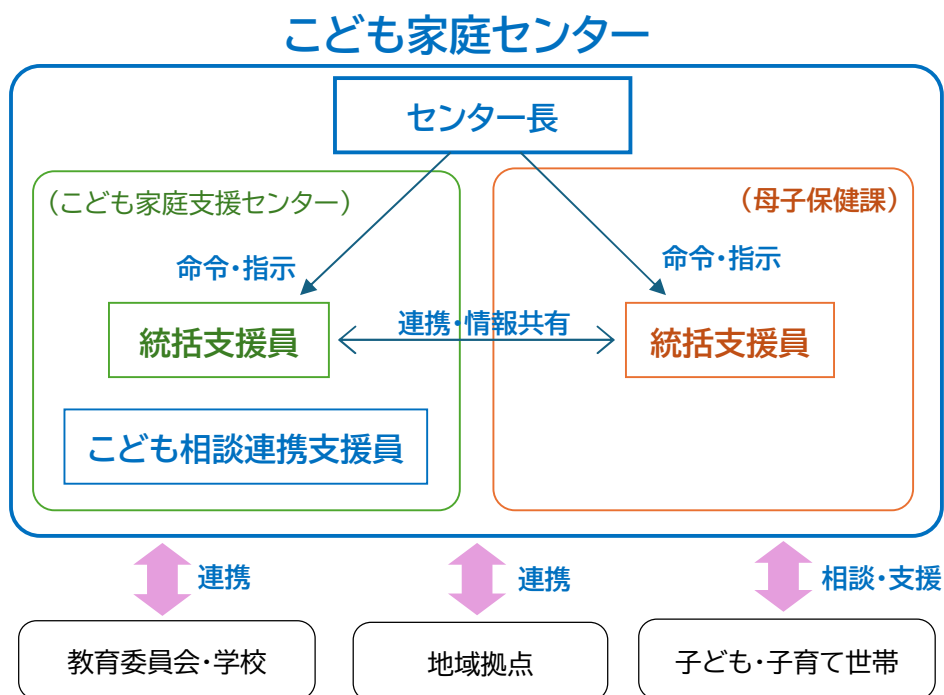


図 2.2.1 (1) 本市におけるこども家庭センターのイメージ図

（２）地域子育て相談機関

ア 法改正の概要

改正児童福祉法では、子育て世帯や子どもが身近に相談できる相談機関として、「地域子育て相談機関」の整備について規定されており、こども家庭センターを補完するものとされている。

令和６年４月に示された「地域子育て相談機関設置運営要綱」（以下「設置運営要綱」という。）では、運営基準や業務内容の考え方が示されており、その内容を整理すると以下のとおりとなる。

表 2.2.1（２）地域子育て相談機関設置運営要綱の整理表

項目	内容
趣旨・目的	・ 地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備されていることを理想とし、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とする ・ こども家庭センターを補完する
設置区域の考え方	・ 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに設置する ・ 中学校区に１か所を目安として、地域の実情に合わせて設置
対象	・ 全ての妊産婦及び子どもとその家庭。18 歳を超える子どもに関する相談についても柔軟に対応
業務内容	・ 相談支援 ・ 子育て世帯への情報発信 ・ 子育て世帯とつながる工夫 ・ 関係機関との連携
利用者情報の管理	・ 予め本人から同意を得て、こども家庭センターと共有することが望ましい
職員配置	・ ①保育士、②社会福祉士、③看護師などの対人援助に関する有資格者 ※いずれも１年以上の実務経験を有すること
設備・器具	・ 一定の独立したスペース（相談室）を確保することが望ましい（常時確保している必要はなく、相談対応時に確保できればよい）
費用	・ 運営に関する費用の一部については、国は予算の範囲内において補助する ・ 補助の内容については、利用者支援事業実施要綱等のとおりとする

イ 新たな相談体制における位置づけ

上記のとおり、「地域子育て相談機関」は本計画で整備する「地域拠点」と役割が重なる部分が多い。よって、「地域拠点」は「地域子育て相談機関」の役割も含むものとして計画する。

2.2.2 拠点の機能等まとめ

以上、これまでに記載されてきた拠点の考え方や改正児童福祉法との関連を踏まえ、新たな相談体制として設置される「地域拠点」及び「基幹拠点」の機能等は以下のとおりとなる。

表 2.2.2 拠点の機能等まとめ

区分	相談機能	交流機能	ネットワーク機能	改正児童福祉法における役割
地域拠点	・なんでも相談窓口 ※年齢・対象問わず	あり ※拠点となる施設の特性に応じた機能を設置	・地域の hub 機能 ・基幹拠点との連絡 ・社会資源へ繋ぐ	地域子育て相談機関
基幹拠点	・児童虐待等の専門的な相談 ・なんでも相談窓口 ※年齢・対象問わず	なし	・地域拠点との連絡 ・関係機関との連絡	こども家庭センター

第3章 地域拠点の整備

3.1 配置の検討

3.1.1 相談事業を取り巻く現状と課題

本市で実施している相談事業としては、こども発達センターや子育て支援センターの他、一部保育園で実施している地域子育て支援センターでの相談や小中学校に配置しているスクールライフカウンセラーによる相談が挙げられ、下図「図3.1.1 ①既存相談施設の分布状況」のとおり、これらの相談場所は市内各地域に存在している。しかしながら、その多くが保育園や小中学校にあり、利用者が普段その場所を利用している未就学児や児童・生徒とその保護者に限られることや、相談をしている姿や相談内容を知り合いに知られてしまうのではないかと不安が相談のハードルとなることが、懸念される。

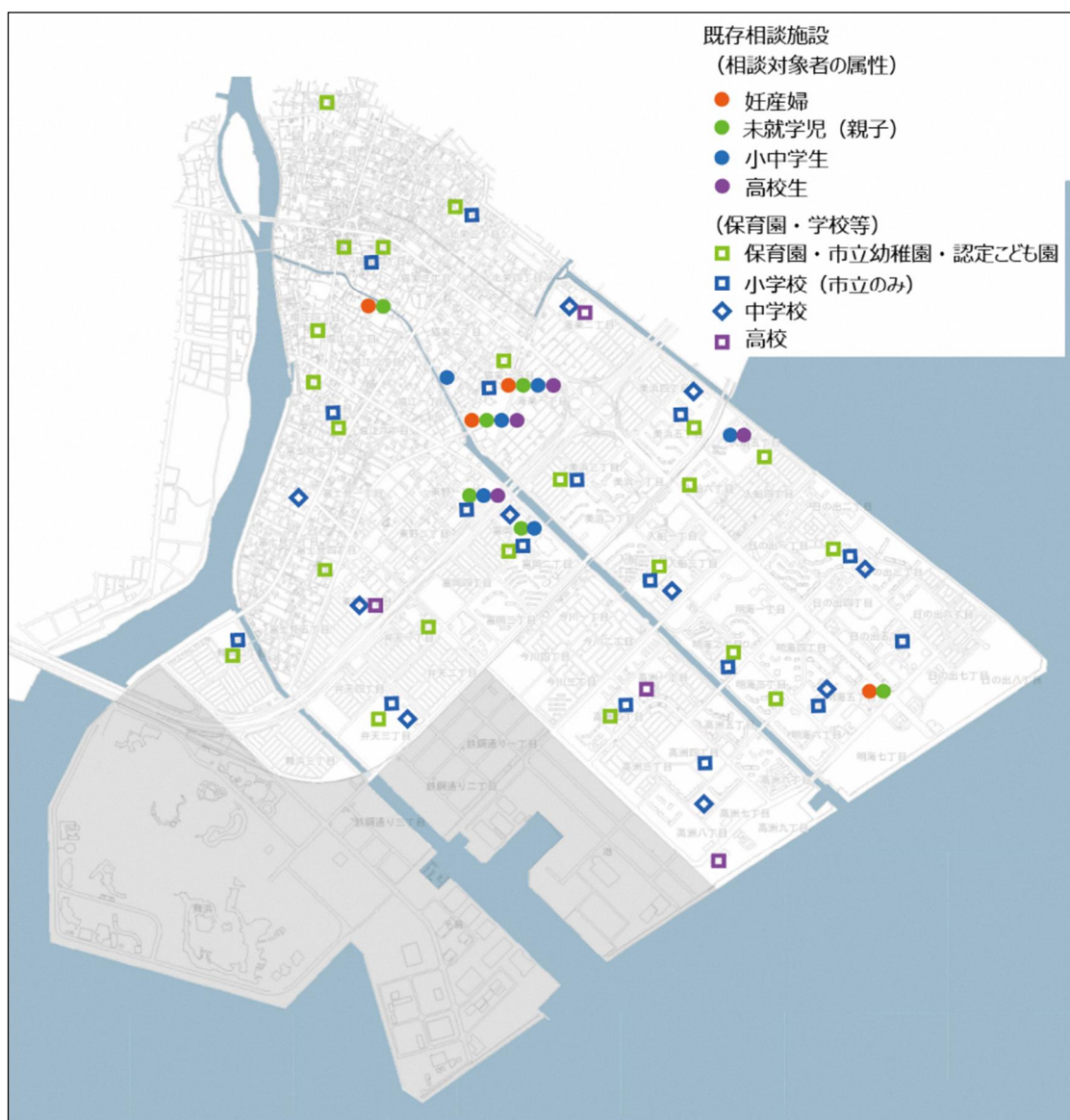


図3.1.1 ① 既存相談施設の分布状況

また、令和5年9月からは保育園や学校外でも相談をできるよう、各地域包括支援センターを利用したスクールライフカウンセラーによる出張相談を実施しているが、常時開いている相談場所ではないため、思い立った時に相談ができない等の課題が残る。

そこで、下図、「②既存相談施設の分布状況（保育園・学校等を除く）」のように、保育園や小中学校を除いた相談場所の分布をみると、相談場所が行政・文化・福祉の拠点としているシビックセンター地区に集中しており、その他の地域では、通園・通学する保育園や学校等以外に、身近に相談できる場所がほとんど存在しないことが分かる。

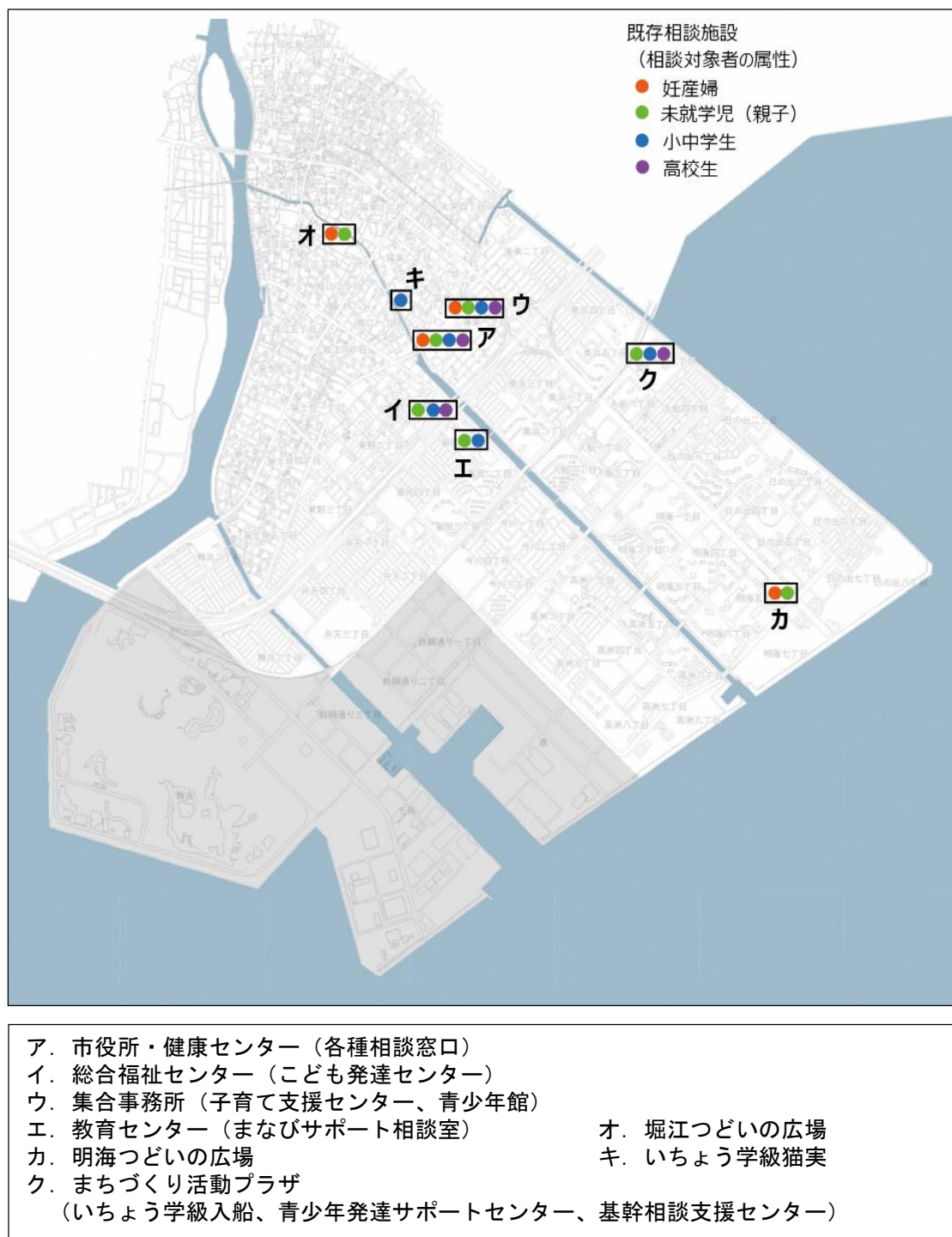


図 3.1.1 ② 既存相談施設の分布状況（保育園・学校等除く）

3.1.2 配置計画

（１）配置場所の考え方

本市では、テーマパーク及びその周辺部をアーバンリゾートゾーン、鉄鋼通り・港・千鳥地区を工業ゾーンとして定めており、これらの地域には全域に産業施設が立地している。この２つの地域を除いた居住地域を対象に、地域拠点の配置を検討する。

地域拠点の配置場所としては、まず、既存施設の活用が考えられるが、前項で示したとおり、これらの施設だけでは、「2.1.1 拠点の考え方」で示した、「市内の居住地域全体を網羅する」「身近な場所」の確保は難しいため、新設等も視野に入れた配置場所の検討が必要と考える。

（２）利用区域の考え方

「市内の居住地域全体を網羅する」「身近な場所」となる配置計画を行うため、地域拠点の利用区域について検討する。

利用区域は、地域子育て相談機関設置運営要綱に示された「中学校区に１か所を目安」として、文部科学省より示されている「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等」を踏まえ、小学生が20分以内に訪れる事ができる、概ね半径1.2キロ圏内とする。

（３）施設整備の考え方

まず、既存施設で活用が考えられる、相談機能や子どもの居場所のある施設としては、以下の施設が挙げられる。

- ・ 子育て支援センター・青少年館（集合事務所）
- ・ 東野児童センター（総合福祉センター）
- ・ 高洲児童センター（地域交流プラザエスレ高洲）

さらに、次期事業の再編を予定している新浦安駅前プラザマーレ（駅前複合施設）も、これらに加えることが考えられる。

これら４つの既存施設を活用した地域拠点の整備について、（２）の利用区域の考え方により検討を行うと、次頁の「図 3.1.2 ① 既存施設を活用した配置図」のとおりとなる。

４つの施設の利用区域のいずれにも包含されていない区域は、「身近な場所」として地域拠点が設置できていない地域であり、当代島、富士見、弁天、舞浜、日の出地区などに存在する。

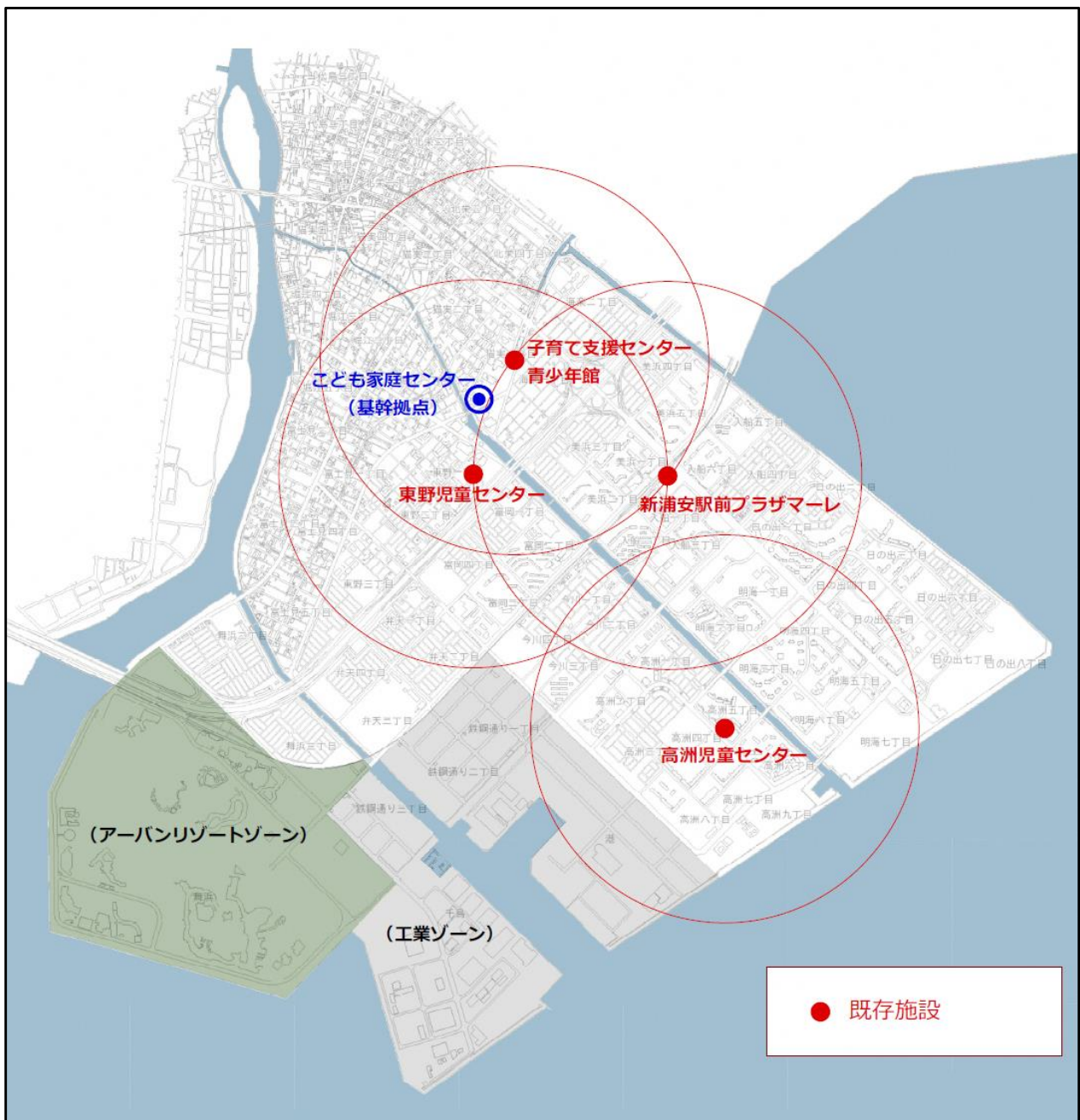


図 3.1.2 ① 既存施設を活用した配置図

日の出地区の空白地については今後建設が予定されている子ども・子育て複合施設内に地域拠点を設置する予定であることから日の出地区の空白地を補うことができる。

富岡地区については、東野児童センターの1.2キロ圏内ではあるものの、最短距離で来所するには湾岸道路を横断する必要がある、安全面や所要時間の観点から地域拠点の対象とする。

よって、市内全地域を網羅するには、既存施設の活用に加え、当代島、富士見、富岡地区を中心に地域拠点を設置することが必要である。

上記8つの地域拠点を設置した場合、下図「図3.1.2 ②地域拠点の配置案」のように、これらを中心とした半径1.2キロ圏の利用区域によって、対象居住地域を包含することができる。

その場合、当代島、富士見、富岡の3地区については設置場所が未定であるため、全体の配置状況を踏まえて具体的な場所を検討していく必要があるが、施設が整備されるまでの間は、必要に応じ他の代替施設を利用するなどして、相談場所の確保に努めていく。

次項では上記配置案に基づき、今後整備を予定している各地域拠点の概要について整理する。

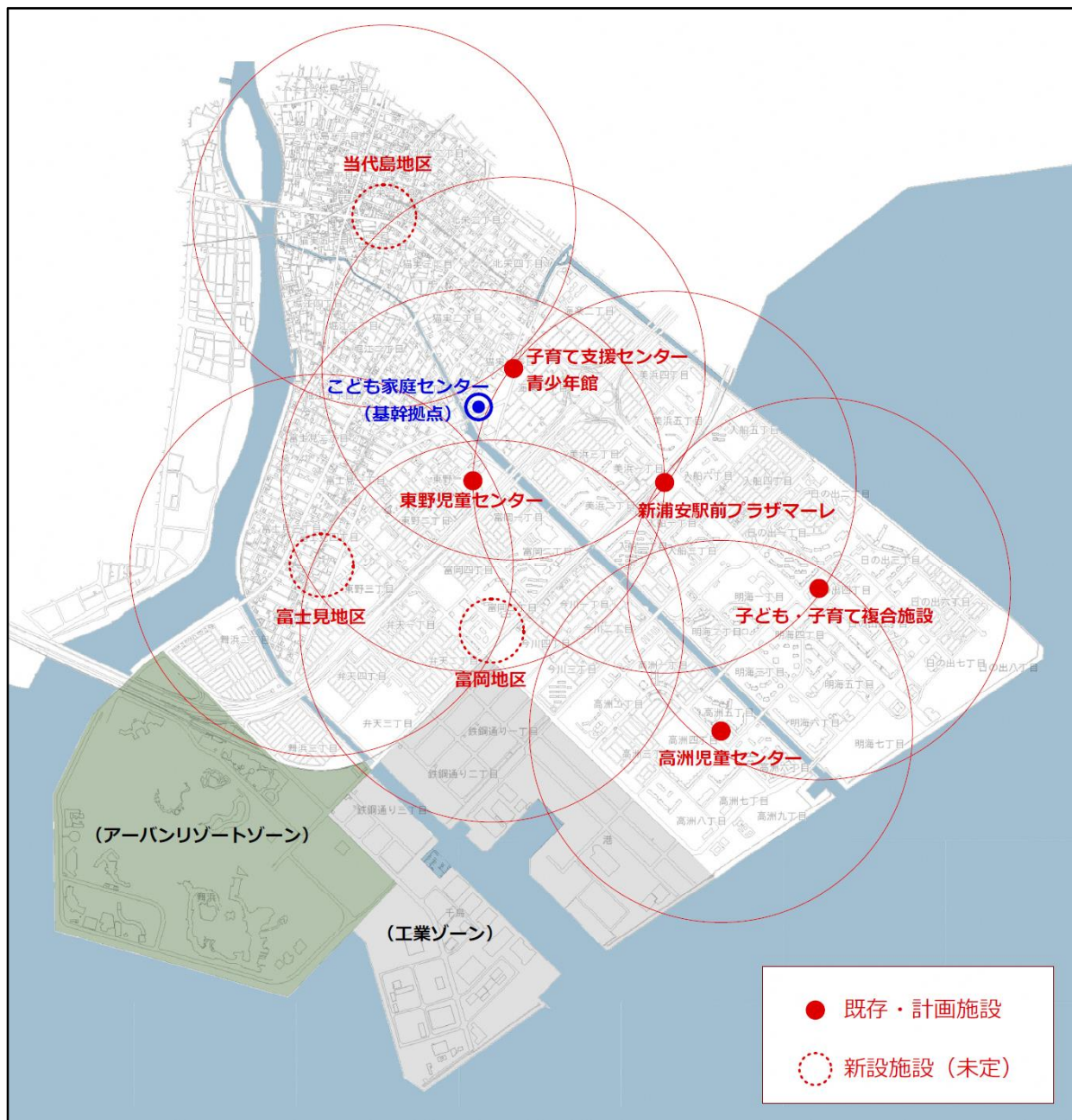


図3.1.2 ② 地域拠点の配置案

3.2 各地域拠点の施設内容

3.2.1 地域拠点の概要

既存施設の機能や特色を踏まえ、各地域拠点の概要は下記のとおりとする。

図 3.2.1 ① 地域拠点の概要一覧（既存施設及び再編・新設を予定しているもの）

地域拠点	設置施設	施設概要	開設時期
子育て支援センター 青少年館	集合事務所	・施設内に子育て支援センターと青少年館があるため、妊産婦や未就学児とその保護者は子育て支援センターを交流の場とし、小学生から22歳までは青少年館を交流の場とする。 ・子どもに関する相談場所は、子育て支援センター内に設置。	令和7年10月
東野児童センター	総合福祉センター	・児童センターを交流の場として、0歳～18歳までの子どもと未就学児の保護者が利用可能。 ・相談場所は、総合福祉センター内に設置。	令和7年10月
高洲児童センター	地域交流プラザ エスレ高洲	・児童センターを交流の場として、0歳～18歳までの子どもと未就学児の保護者が利用可能。 ・相談場所は、公民館内の会議室等を利用。 ・また、施設内には図書館分館や音楽室、運動室など交流場所も充実している。	令和7年10月
（仮称）子どもに関する新たな拠点	新浦安駅前 プラザマーレ	・施設の3階全体を子どもに関する新たな拠点とする。 ・児童センターと青少年館の機能を設け、妊婦・未就学児とその保護者、小中高生、青少年（22歳まで）が利用可能。 ・同フロアには、相談場所のほか、要支援児童の居場所機能も設置。	令和8年10月 予定
子ども・子育て 複合施設	子ども・子育て 複合施設	・こども図書館が主となる施設で、子ども同士の交流の場が設けられる。1階部分には、子育て支援施設（つどいの広場と一時預かり）と、相談場所を設置。	令和10年10月 予定

当代島、富士見、富岡地区の拠点については、設置場所や施設概要、開設時期など未定であるが、開設までの間、代替施設となりえる候補先の選定を含め継続的に検討を進めていく。

図 3.2.1 ② 地域拠点の概要一覧（設置施設等が未定のもの）

地域拠点	設置施設	概要	開設予定時期
当代島地区	候補地は未定	・相談事業及び交流事業ができる施設 ※地区の人口分布や周辺の子どもに関する施設の設置状況を踏まえ、交流事業の対象者像や機能を決めていく。	今後の検討課題とする
富士見地区	候補地は未定	・相談事業及び交流事業ができる施設※地区の人口分布や周辺の子どもに関する施設の設置状況を踏まえ、交流事業の対象者像や機能を決めていく。	今後の検討課題とする
富岡地区	候補地は未定	・相談事業及び交流事業ができる施設 ※地区の人口分布や周辺の子どもに関する施設の設置状況を踏まえ、交流事業の対象者像や機能を決めていく	今後の検討課題とする

3.2.2 既存の施設を地域拠点とするもの

①子育て支援センター・青少年館

主な利用地区	猫実・海楽
設置場所	集合事務所
施設住所	猫実 1-1 2-3 8
交流場所	子育て支援センター、青少年館
親子（未就学児）	子育て支援センター
小・中学生、高校生	青少年館
青年（22 歳まで）	青少年館
開館時間	子育て支援センター：月～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 ※祝日休み 青少年館：月・水～日曜日 午前 9 時～午後 7 時 ※小学生は 5 時まで ※祝日除く火曜日、7 月・8 月・12 月・3 月除く毎月第 3 金曜日休み
相談場所	子育て支援センター内に相談室を設置
相談対応時間	月～土曜日 午前 9 時～午後 5 時 ※祝日休み
配置する相談員	保育士または幼稚園教諭であって子育て支援員研修受講者
運営形態	子育て支援センター：直営 青少年館：指定管理者制度
開設時期	令和 7 年 10 月
近隣の地域こども相談	無し
今後連携が予想される 同施設内の関連事業	学びの多様化学校 ※スクールライフカウンセラーを配置予定
備 考	・現在、未就学児の親子を対象とした交流と相談を行っているが、交流スペースの奥に相談室が設置されている。今後、包括的な相談を行うにあたり、別フロアからもアプローチしやすい独立した相談室を確保するための改修工事を予定しており、集合事務所の大規模改修工事と合わせて実施する。 ・空調換気設備、消防設備は要検討。建築基準法、消防法等の関係法令や、子育て支援センター設置基準との照らし合わせが必要。

②東野児童センター

主な利用地区	東野・堀江
設置場所	総合福祉センター
施設住所	東野 1-7-1
交流場所	東野児童センター
親子（未就学児）	東野児童センター
小・中学生、高校生	東野児童センター
青年（22 歳まで）	—
開館時間	火～日曜日 午前 10 時～午後 5 時 ※月曜日・祝日・毎月最終平日、年末年始（12/29-1/3）は閉館 ※ 5 月 5 日・祝日が土日の場合は開館
相談場所	同フロアで、児童センター内とは別部屋に設置
相談対応時間	開館時間と同じ
配置する相談員	保育士であって子育て支援員研修受講者
運営形態	直営
開設時期	令和 7 年 10 月
近隣の地域こども相談	近隣の「ともづな富岡東野支所」で行われている、スクールライフカウンセラーによる相談と統合予定
今後連携が予想される 同施設内の関連事業	・ こども発達センター ・ 東野一時預かり（保育室ゆるり）
備 考	・ 児童センター設置基準との照らし合わせが必要。

③高洲児童センター

主な利用地区	高洲・今川
設置場所	地域交流プラザエスレ高洲
施設住所	高洲 5-3-2
交流場所	高洲児童センター
親子（未就学児）	高洲児童センター
小・中学生、高校生	高洲児童センター
青年（22 歳まで）	—
開館時間	火～日曜日 午前 10 時～午後 5 時 ※月・毎月最終平日・祝日休み ※5 月 5 日こどもの日・祝日が土日の場合は開館
相談場所	高洲公民館内の会議室等を利用
相談対応時間	開館日時と同じ
配置する相談員	保育士であって子育て支援員研修受講者
運営形態	直営
開設時期	令和 7 年 10 月
近隣の地域こども相談	近隣の「ともづな高洲」で行われている、スクールライフカウンセラーによる相談と統合予定
今後連携が予想される 同施設内の関連事業	・ぽっかぽか（社会福祉協議会）
備 考	・相談スペースは、公民館内にある講師控室及び会議室の利用を考えているが、相談体制として、常設や所管の一貫性が必要かどうか検証する必要がある。 ・児童センター設置基準との照らし合わせが必要。

④（仮称）子どもに関する新たな拠点

主な利用地区	入船・美浜
設置場所	新浦安駅前プラザマーレ3階
施設住所	入船1-2-1
交流場所	3階フロアを子どもに関する新たな拠点とし、交流の場を新設
親子（未就学児）	児童センターの機能を持った場を新設
小・中学生、高校生	青少年館の機能を持った場を新設
青年（22歳まで）	青少年館の機能を持った場を新設
開館時間	※検討中
相談場所	3階フロアを子どもに関する新たな拠点とし、相談の場を新設
相談対応時間	※検討中
配置する相談員	子育て支援者研修受講者
運営形態	3階フロアの運営を一括して、一つの事業所に委託予定
開設時期	令和8年10月予定
近隣の地域こども相談	同施設内の「ともづな新浦安」で行われている、スクールライフカウンセラーによる相談と統合予定
今後連携が予想される 同施設内の関連事業	・ポピンズナーサリースクール新浦安（地域子育て支援センター、一時預かり、保育・病児・病後児保育の機能あり）
備 考	・子ども・青少年の交流スペースとして一部改修が必要。 ・現在実施しているような講座を、子ども・青少年を対象としたニーズの高い内容に絞り、実施していく予定。

3.2.3 新設予定とするもの

⑤子ども・子育て複合施設

主な利用地区	日の出・明海
設置場所	子ども・子育て複合施設（計画中建物・令和１０年度完成予定）
施設住所	日の出４－１－１ ※日の出公民館隣接地に新設
交流場所	施設内に子育て支援施設や図書館を新設
親子（未就学児）	子育て支援施設：つどいの広場、一時預かり ※明海の既存事業所を移設予定 図書館：１階未就学ゾーンに遊び場を新設予定
小・中学生、高校生	図書館：２階小中高生ゾーン（学習エリアあり）
青年（22歳まで）	図書館：２階小中高生ゾーン（学習エリアあり）
開館時間	※検討中
相談場所	１階に相談室を設置
相談対応時間	※検討中
配置する相談員	子育て支援員研修受講者（必要資格は検討中）
運営形態	子育て支援施設：委託 図書館部分：直営
開設時期	令和１０年１０月予定
近隣の地域こども相談	令和７年４月開設の「ともづな高洲支所」で行うスクールライフカウンセラーによる相談と統合予定
今後連携が予想される同施設内の関連事業	日の出公民館
備考	・子ども・子育て複合施設には、日の出公民館１階にある図書館分館を移設予定。

おわりに

本基本計画では、基本方針を基に子どもに関する相談体制の構築に向けて、拠点の考え方や地域拠点の配置を具体的に検討した。

基幹拠点においては、地域にある社会資源を平等に案内するためのツールの作成や、相談員のスキルを一定にするための研修制度を確立させるなどの役割が求められる。

今後は、基幹拠点と地域拠点それぞれの役割を明確にするための運営指針を作成し、それに基づき、子どもの育ちと子育てを切れ目なくサポートできる環境を整えていく。